

仕 様 書

1 件 名

令和8年度第1回香川県公用車リース契約

2 対象車両台数 新車リース車両9台

3 借入場所及び借入期間

別表2 リース車両一覧に記載した配置庁舎及び期間

4 リース車両の規格及び付属品等

別表1 車種別仕様一覧のとおり

5 リースの方法

車両を7に掲げるメンテナンス付きでリースする方式

ファイナンスリースとオペレーティングリースの形態については問わない。

6 月間予想走行距離（一台当たり平均値）

(1) 普通及び小型自動車 約900km

ただし、ハイブリッド車のみ月間予想走行距離（1台当たり平均値）約1,300km

(2) 軽自動車 約700km

7 メンテナンス内容

原則としてメンテナンス時には、受注者が車両を別紙1に示した配置庁舎で引き取り、受注者が指定する整備工場において以下のとおり実施するものとする。

(1) スケジュール点検

スケジュール点検とは、受注者が定めるメンテナンス整備基準に定める点検をいう。スケジュール点検は、6ヵ月毎に実施するものとする。ただし、月間走行距離が3ヶ月間の累計で4,500kmを超える場合は臨時に実施する。なお、実際の月間走行距離が仕様書に定める月間予想走行距離を著しく超過した場合は、この点検とは別に、県の費用負担により同様の点検をすることを受注者に対して要請することができるものとする。

<普通乗用・小型乗用・小型貨物・軽乗用・軽貨物1BOX>

エンジン	・ファンベルトのたわみ量	・エンジンオイルの量
	・冷却水の量	・エンジンオイルのよごれ
	・ファンベルトの損傷	・エンジンのかかり具合、異音
	・低速及び加速の状態	・バッテリーの液量
	・バッテリーの比重	
ステアリング	・パワーステアリングベルトの緩み	
ブレーキ	・ブレーキの液量	・ブレーキのきき具合
	・ブレーキペダルの遊び	・ブレーキペダルの踏み残りしろ

	・パーキング（駐車）ブレーキの引きしろ（踏みしろ）	
タイヤ	・タイヤの空気圧	・タイヤの溝の深さ
	・タイヤのき裂、損傷	・タイヤの異常な磨耗
その他	・計器類の作用	・ワイパーの作用
	・灯火装置の作用	・ウォーニングランプの作用
	・ウインドウォッシャの作用	・ウインドウォッシャの液量
	・スペアタイヤ（パンク修理キット）ジャッキ	

- (2) 法定点検
- (3) 継続車検整備
- (4) エンジンオイル及びオイルフィルタの交換（メーカーの点検基準による）
- (5) タイヤ交換（夏タイヤ、冬タイヤ）（必要に応じて）
- (6) パンク修理、バースト交換（縁石等の接触によるものを除く）
- (7) バッテリー交換
- (8) 各種消耗品の交換及び補充
- (9) 故障修理（ハイブリッドシステム（機構）に関するものを含む。）
- (10) 整備代車（対人賠償：無制限、対物賠償：500万円（免責なし）以上）に加入）

法定点検整備、継続検査整備又は故障修理の実施に要する時間が48時間以上であることが見込まれる場合は、受注者は、受注者の選定した代車を県に提供するものとする。

ただし、盗難された場合、被害事故で相手当事者より代車提供される場合、走行上支障のない箇所の修理のため必要な部品の入庫を待つ場合、及び、年末年始、ゴールデンウィーク、盆休み等の連休の時期で、代車手配が物理的に不可能な場合は、受注者は、代車を提供しなくてもよしとする。

代車の車種、積載量等は、契約に基づくリース車両のそれらとは異なることとなってもよしとする。また、県は、代車を契約条項に従って運行及び使用するものとする。

- (11) その他安全走行に必要な点検・修理（新車点検を含む。）
- (12) 継続検査時の洗車

8 メンテナンスに含まないもの

- (1) 日常点検
- (2) 燃料代、電気代、駐車料金、高速道路料金
- (3) タイヤの保管（夏タイヤ、冬タイヤ）
- (4) 県が装備した架装、装備の修理・取替え費用
- (5) 経年劣化等による自動車本体及び付属品の腐食、老化、退色の修理、復元等
- (6) 県の過失によるトラブル（キーロック、ガス欠など）の処理費用

9 リース料に含まれるもの

- (1) 車両の所有権移転登録に要する費用
- (2) 車両の変更登録費用（車両移動に伴う住所変更等。ただし、県の都合による変更登録は除く。）
- (3) 自動車税・軽自動車税
- (4) 自動車重量税

- (5) 自動車損害賠償責任保険料
- (6) 環境性能割
- (7) 自動車リサイクル料金
- (8) 7に定めるメンテナンスに要する費用

10 リース料の支払

毎月払い（履行後翌月払い）

リース期間中に消費税及び地方消費税の税率又は契約に基づく公租公課若しくは自動車損害賠償保険料の額が変更された場合の取扱いは、県と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。

11 事故処理

事故により、リース車両が損傷したときは、速やかに受注者に報告するとともに、受注者の指定した整備工場に車両を搬入し、県等の負担により車両を修理するものとする。ただし、緊急性が高い等、やむを得ない場合は、あらかじめ受注者の承諾を得て、最寄の整備工場に修理を依頼することができるものとする。

12 その他

- (1) 受注者は、点検整備等の記録ができるものを当該車両内に保管すること。
- (2) 受注者は、車両内にリース会社名、メンテナンス工場名及びそれらの連絡先を表示すること。
- (3) 受注者は、事故、故障等使用に支障が生じるような場合は、24時間、365日、万全な体制で迅速に対応すること。
- (4) 契約締結後、受注者は、当該年度の点検・整備計画書を作成し、速やかに提出すること。また、各年度末にその年度中の点検・整備状況の一覧を総務学事課に提出すること。
- (5) 香川運輸支局等で登録後、契約書のリース車両一覧に対比する自動車登録番号等を提出すること。なお全車両登録後に自動車登録番号等の一覧を提出すること。
- (6) 受注者は、点検、整備を行う場合は、車両ごとに実施時期をずらす等、可能な限り公務の支障とならないよう当該車両配置所属の管理担当者と調整すること。
- (7) 受注者は、点検、整備終了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (8) 受注者は、リース期間満了後は速やかに車両を引き取ること。
- (9) 受注者は、自動車製造メーカーの責めによる不具合（リコール等）が発生した場合は、該当車両が安全に運行ができる状態となるよう誠実に対応すること。
- (10) 上記7「メンテナンス内容」に示した各項目についてその具体的な方法及び内容、及びメンテナンスを行うすべての工場名・要員数、連絡体制等を組織体制図等と合わせて明示した「メンテナンス内容証明書」を提出すること。
メンテナンス内容証明書について説明を求められた場合は、それに応じること。
- (11) 受注者は、落札後直ちに、納品車両の仕様が確認できるカタログ等及び型式・リース料単価等を記した一覧表を提出すること。
- (12) 受注者は、契約車両の納車時までに契約書第18条第2項に定める損害金算出時に必要となる当該車両の取得価額一覧を提出すること。

- (13) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、県と受注者の双方で協議のうえ決定するものとする。